

# 企画競争説明書

業務名称：フィリピン国バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備に係る追加調査

案件番号：19a00002

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年6月5日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年6月5日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：フィリピン国バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備に係る追加調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年8月上旬 ～ 2020年4月下旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部第一課

関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
 具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
  - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
 具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
    - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
    - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
    - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
 当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格  
 平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。
 

【経過措置】  
 2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

    - 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
    - 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者
  - 2) 日本登記法人  
 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
 利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
 具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
*特定の排除者はありません。*
- (4) 共同企業体の結成の可否  
 共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者となります。  
 なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。  
 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。  
 また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
 競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁

統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年6月12日（水） 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年6月17日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年6月21日（金） 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
以下の調査に係る再委託費用
      - ・サイト状況にかかる自然条件調査（地形測量、地質調査等）
      - ・概略設計及び事業費の検討に必要な調査
      - ・詳細設計（案）及び入札情報シート（案）の作成に必要な調査
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
設定無し
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PHP1 = 2.102550 円
  - b) US\$ 1 = 109.386000 円
  - c) EUR 1 = 122.104000 円
- 5) その他留意事項  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／インフラ整備方針（設計）
  - b) インフラ整備方針（道路）
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 3.57 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点

15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年7月11日（木）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した追加調査等については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した追加調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。なお、詳細は 第3 特記仕様書 「5. 実施方針及び留意事項」 「(4) 本事業の施工管理体制」 参照のこと

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（追加調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：インフラ整備に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／インフラ整備方針（建築設計）  
又は、業務主任者／インフラ整備方針（道路）
- インフラ整備方針（道路）又は、インフラ整備方針（建築設計）

※評価対象者の中に「インフラ整備方針（建築設計）」と「インフラ整備方針（道路）」を各1名以上含めること。

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／インフラ整備方針（建築設計））又は、  
（業務主任者／インフラ整備方針（道路））】

- a) 類似業務経験の分野：インフラ整備方針（建築設計）又はインフラ整備方針（道路）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 インフラ整備方針（道路）又は、インフラ整備方針（建築設計）】

- a) 類似業務経験の分野：インフラ整備方針（道路）又は、インフラ整備方針（建築設計）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合は、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／インフラ整備方針（建築設計）又は、インフラ整備方針（道路）	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	( )	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：インフラ整備方針（道路）又は、インフラ整備方針（建築設定）	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

### 第3 特記仕様書案

#### 1. 調査の背景

40年以上にわたり紛争が続いたフィリピン国ミンダナオ島のムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「ARMM」という。）において、2014年3月、当国政府と Moro イスラム解放戦線（MILF: Moro Islamic Liberation Front）の間で包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府の設立が合意された。そこから4年が経過した2018年7月27日、自治政府の設立に必要となる「バンサモロ基本法（BOL: Organic Law for the Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao）」が大統領により承認された。2019年1月及び2月の住民投票を経て、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「BARMM」という。）の領域が確定、BARMM が公式に設立され、現在、2022年の自治政府設立に向けて、バンサモロ暫定自治政府（BTA: Bangsamoro Transition Authority）を発足させるなど、移行に向けた取り組みがなされている。

当該地域は、長年の紛争によるインフラ投資の不足等が影響し、フィリピン国内で開発が最も遅れた地域である。また、貧困率が全国平均 22.1% に対し 53.4% と 2 倍以上であり当国内で最も高い状況となっている（国家統計 2015 年）。武装勢力の戦闘員や、近年ミンダナオ島で活発化している過激派への支持層はこうした貧困率の高い地域に多く、脆弱なミンダナオにおける平和と安定は、当該地域・国のみならずアジア全体の平和と安定に寄与することから、バンサモロ暫定自治政府のガバナンス強化とともに、地域住民の生活改善や生計向上に資するインフラ開発を早期に実現することが急務であり、また、BTA に対する地域住民の期待は高く、平和の配当の観点からも重要である。かかる状況を受け、2018年に JICA は、バンサモロ地域内にある複数の開発計画の統一の支援をし、統一した開発計画の中から整備ニーズの高い優先プロジェクトを特定することを目的とした「バンサモロ地域インフラニーズ情報収集・確認調査」（以下、「ニーズ確認調査」）を実施した。

他方、2019年2月、フィリピン政府は、バンサモロ地域の持続的な平和と開発への貢献を目的として、緊急的に社会経済インフラ整備を行うための無償資金協力を我が国政府に要請した。本要請を受け、我が国政府は、同月、一つの無償資金協力事業の下で複数のサブ・プロジェクトを柔軟に実施する形態（施設・機材等調達方式と調達代理方式のいずれかあるいは両者を採用することが可能）の、包括方式の無償資金協力事業「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」（以下、「本事業」という）を実施することを閣議決定し、2月に交換公文に署名した。本事業では、ニーズ確認調査を通じて特定されたサブ・プロジェクトである、職業訓練校の再建及び機材調達、Farm to Market Road（農道、以下、「FMR」という）の整備が予定されている。また、これらサブ・プロジェクトは、BTA が実施機関になり調達代理機関と契約を交わし、調達代理機関による調達監理のもとで実施されることが予定されている。

このような背景のもと、本調査は、BTA 設立後のフィリピン側の行政枠組みや事業実施体制に係る情報収集を行うとともに、「ニーズ確認調査」にて特定された優先的なプロジェクトの実施に向けて、その位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討するための情報収集・確認することを目的とする。

#### 2. 調査の目的

BTA 設立後のフィリピン側の行政枠組みや事業実施体制に係る情報収集を行うとともに、「ニーズ確認調査」にて特定された優先的なプロジェクトの実施に向けて、その位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性等を検討するための情報収集・確認することを目的とする。

### **3. 調査の地域**

本業務対象地域であるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM）は、業務・一般渡航が禁止されていることから、当該業務従事者は右地域に立ち入ることなく、本邦及びマニラ首都圏等から遠隔で業務を行う。

### **4. 調査の範囲**

本業務は、「2. 調査の目的」のために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

### **5. 実施方針及び留意事項**

#### **【調査の全体構成に関する留意事項】**

#### **(1) 調査全体の方針**

本調査では、2月に交換公文が署名された包括方式の無償資金協力事業「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画」が調達代理方式で実施されることを前提に、「ニーズ確認調査」を通じて特定されたサブ・プロジェクトについて、概略設計等の検討を行う。なお、本事業における調達代理機関は、本調査の開始時までにはJICAにより選定される予定である。

#### **(2) 現地調査の実施方法**

本調査では、下記のとおり計2回の現地調査実施を想定しているが、本調査は現地リソースを活用して実施する計画であり、効率的な現地調査の実施方法を提案すること。

- 1) 第1次現地調査：行政枠組みの確認、インフラ整備プロジェクトの実施手法、優先的なプロジェクトに係る情報確認等を行う。
- 2) 第2次現地調査：ドラフト・ファイナル・レポート等の関連報告書を実施機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

なお、両調査に際しては、必要に応じJICAから調査団員を参加させることを想定している。

#### **(3) 計画内容の確認プロセス**

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時、JICAと十分な協議を行うこと。特に以下の2つの段階においては、本邦コンサルタントはJICAが開催する会議に参加し、計画内容を確認する。

- 1) インセプションレポート提出時：積算にかかるブリーフィング及び設計と積算の方針を決める会議（その1）にて、基本的な調査計画、設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 第1次現地調査帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計と積算の方針を決める会議（その2）にて、現地調査で得た情報を基に対象とするコンポーネント等の最終的な方向性の確認

をする。

- 3) 第2次現地調査派遣前：計画の内容を取りまとめた「ドラフト・ファイナル・レポート」に基づき、計画・設計の内容を確認する。

**(4) 本事業の施工監理体制**

本事業は包括方式（うち、調達代理方式を採用）による実施であり、本調査を実施した本邦コンサルタントは調達代理機関と連携し、本プロジェクトの実施に関与することが期待される。

**(5) 設計・事業費の検討**

本業務において概略設計・事業費の検討を行うに当たっては、2015年11月に策定された「施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（試行版）」を参照する

**(6) コストの比較検討**

フィリピン政府公共事業の基準価格やサブ・プロジェクトと同等の施設建設、道路整備事業について調査を行い、設計・構造・仕様・工法・使用資材、施設内容、規模を踏まえ本プロジェクトとコスト比較を行う。

**(7) 職業訓練校の再建に向けた準備にかかる検討**

現地調査では、整備する職業訓練校（主にマラウィ市の Provincial/City Manpower and Development Center）が遅滞なく開校できるように、再建に向けた準備（教職員の採用・配置、学生の募集、予算申請・配賦等）に要する期間も踏まえ、適切な施工計画及び運営・維持管理計画を検討する。なお、ニーズ確認調査において、職業訓練校の再建、宿舍建設及び機材調達（Provincial/City Manpower and Development Center（マラウィ市）、Regional Manpower Training Center（スルタンクダラット）の宿舍建設及び機材調達、Provincial Training Center（バシラン）への機材調達）が優先プロジェクトとして特定されている。

**(8) 対象とする FMR の優先順位付けにかかる検討**

ニーズ確認調査では、各 LGU（地方自治州）に対して優先度の高い FMR を 6 サイトずつ提案し、その中から 2 サイトずつを選定している（計 12 サイト、約 40km）。本調査においては、BTA と協力し、この 2 サイトを対象 FMR として選定したことを各 LGU に報告・確認し、BTA の意向を踏まえつつ、各種条件から無償資金協力によって整備する FMR の優先順位を決定する。なお、積算、入札結果により、本コンポーネントの一部もしくは全てが本事業の対象とならない可能性があるため、BTA、LGU を含む先方関係機関に十分説明を行い、協議議事録で確認する。

**(9) 調査実施体制**

現在（2019年4月時点）、JICA 安全対策措置（一時的措置）において、コンサルタントによる本業務対象地域（バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM））への業務・一般渡航は禁止されていることから、当該業務従事者は右地域に立ち入ることなく、本邦及びマニラ首都圏等から遠隔で業務を行うこ

ととする。業務対象地域での活動の実施にあたっては、現地傭人及び現地再委託を活用することとし、遠隔管理による実施体制も含めて、プロポーザルにて提案すること。特に、現地傭人及び現地再委託も活用した設計・積算の調査の実施方法についてプロポーザルに記載すること。

但し、業務期間中に JICA 安全対策措置（一時的措置）が改定される可能性もあるため、BARMM（JICA 安全対策基準上の業務渡航禁止地域は除く。）における業務渡航が可能となった場合、出張ベースで立ち入り、関係者との協議等の業務を行うことが望ましいことから、コンサルタントは右出張にも対応できるようにすること。なお、この場合必要となる追加の出張経費（旅費、安全対策経費等）については、契約変更によって対応する。

#### (10) 安全対策

プロポーザル作成に際しては、必ずフィリピン国の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を確認の上、同措置を踏まえたプロポーザルを作成すること。安全対策措置の入手方法は、以下の JICA ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請し、JICA ウェブサイトよりダウンロードして閲覧する。

JICA の国別安全対策ルール：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

その他の安全対策としては以下のとおり。

- 1) 初回現地渡航時まで、JICA が行う「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- 2) 業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。
- 3) フィリピンの治安状況(特にミンダナオ島)については、JICA 事務所等を通じて事前に情報収集を行う。
- 4) 現地業務実施時における安全管理体制について、プロポーザルに含めること。
- 5) JICA が定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を遵守すること。現地傭人についても、邦人関係者と同レベルではないものの、上記文書に沿って適切な安全対策を講じることが必要。

#### (11) 政治体制の移行期にあることへの留意

2022 年の自治政府設立に向けたプロセスが今後進んでいく予定である。現時点で想定されるプロセスは以下のとおり。

2022 年 5 月 バンサモロ選挙、大統領選挙

2022 年 6 月 バンサモロ自治政府発足

調査実施にあたっては、関係機関の実施体制の移行状況に係る情報収集・分析を行いつつ、慎重かつ柔軟な対応が求められる。また、政治体制の移行期にあつては、現地情勢が流動的となることから、JICA フィリピン事務所と密に連絡を取りつつ、万全の安全対策を取って業務を行うこと。

#### (12) 紛争予防配慮の観点からの留意事項

本業務対象地域は、紛争の影響を強く受けている地域であり、本業務実施及び

提案案件によって引き起こされる紛争への負の影響を回避することは最重要課題である。紛争予防配慮・平和促進の観点及びフィリピン政府が掲げる包摂性の観点から、本業務において配慮が必要な事項の例は下記1)～3)のとおりであるが、配慮事項についてプロポーザルにて明記すること。

#### 1) 多様な関係者への配慮

移住政策によりムスリムと先住民の多くは、肥沃な土地から農業生産性の低い辺境地に追いやられ、土地の喪失は、収入機会・食料の喪失につながった。その結果、紛争影響地域と他地域間や民族・宗教間の経済的格差が広がり、紛争要因の一つとなってきた。

今後、バンサモロの開発促進、投資促進を進める上では、当該地域に住む人々に対して包摂的かつ公平な開発を推進していくことが紛争再発予防の観点から非常に重要であるため、本業務遂行においては、ムスリム、キリスト教徒、少数民族等多様なステークホルダーの意見を取り入れる等十分留意すること。

#### 2) 土地問題への配慮

フィリピン政府が1920年代から進めたルソン島やビサヤ諸島からのキリスト教徒のミンダナオ島移住政策により、伝統的土地所有制度のもと土地を所有していたムスリムや先住民に対し、入植者は合法的な手続きにより土地の所有を拡大した。一方で、多くのムスリムや先住民は、先祖伝来の土地の登記を行わなかったが、1973年に発布された大統領布告により、登記されていない土地は国有地と見做されることになった。

このような背景から、業務対象地域では、現在も、公的登記制度と伝統的管理制度が併存するとともに、中央と地方で土地認定・登記を行う機関が複数存在するため、登記されていない土地や複数の土地権利書が重複して発行されている土地があり、ムスリム氏族間の土地紛争も続いている。更に、元戦闘地域の場合、未帰還の国内避難民が存在する地域もある。したがって、土地紛争を助長しないような開発となるよう、提案の際に留意すること。

#### 3) 社会的弱者（特に先住民）への配慮

本業務対象地域は、紛争影響により、女性世帯主や障害者等の社会的弱者が多く、また先住民族も居住している。和平プロセスでムスリムの権利に焦点が当てられる中で、先住民族が更に周縁化されることのないよう、業務対象地域に先住民族が居住している、または先住民族が土地の所有権を主張している場所で開発事業を行う際には慎重な配慮が求められる。

## 6. 調査の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、業務内容及び業務工程を考慮の上、以下に示す調査の内容以外により適切な分担や効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を明記の上プロポーザルにて提案すること。

### (1) インセプションレポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、設計基準の検討、調査全体の方針・方法、調査計画、留意事項、実施機関とコンサルタント双方の役割分担等を検討し、JICAと協議する。上記を踏まえて、インセプションレポート及び必要に応じて質問票を作成する。

## (2) インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポート（我が国の無償資金協力制度、調査方針、調査計画、留意事項、双方の役割分担など）を相手国政府関係者に説明し、内容につき協議・確認を行う。

## (3) BTA 設立後のバンサモロ地域におけるフィリピン側行政枠組の確認

### 1) 事業実施体制・手続きの確認

本事業の実施機関となる BTA の実施体制（組織・人員体制、財政・予算、技術水準等）や必要となる手続きを確認する。BTA ではこれまで存在した ARMM 政府から省庁再編が生じているため、複数省庁が関係し事業を行う可能性もあることから、先方関係機関と十分に協議を行ったうえで、最適な実施体制を確認する。

### 2) 公共施設の運営・維持管理体制の確認

ア) BTA の実施体制、実施能力、財務状況を確認し、対象施設及び機材の運営・維持管理体制、運営予算等を確認する。これらの結果に基づき運営・維持管理計画を作成する。FMR に関しては、地域住民による維持管理体制についても検討する。

イ) 上記ア) で作成した運営・維持管理計画を踏まえ、ソフトコンポーネントの必要性が認められた場合は、計画を作成する。

## (4) インフラ整備プロジェクトの実施手法の確認

### 1) 現地の標準的な設計基準等の確認

施設建築、道路建設等に係る公的機関等が実施する現地の入札状況を確認するとともに、先方関係機関が実施した設計図書等を入手するなど、現地の標準的な設計基準等を確認する。

### 2) 現地調達事情の確認（現地調達、第三国調達、サブコン、入札制度の一般事情など）

施工業者について、実施機関、協力機関、関係機関、及び公共道路事業省（DPWH）等より現地施工会社の能力に係る情報、リストを入手するとともに、推奨される業者（数社～十社程度）を確認すること。加えて、推奨される業者に対して、ヒアリング及び施工実績、施工現場等を確認し、本事業実施に必要な施工能力・技術能力が十分であるのかを確認するものとする。

また、資機材、建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格等の妥当性を調査する。輸送費を含む単価調査は、必要に応じて第三国調査を可とし、必要な場合、理由とともにプロポーザルに記すこと。また、資機材の輸送経路、荷揚げ港における通関手続き、輸送梱包費等を調査する。

## (5) 優先的なプロジェクトに係る情報の確認

### 1) サイト状況（自然環境・社会環境等）

サブ・プロジェクトの建設予定地においてサイト状況の調査を行う。想定される調査は以下のとおり。

#### ア) 職業訓練校

- ・ 建設予定地における気象条件にかかる調査
- ・ サイト状況にかかる自然条件調査（地形測量、地質調査、地盤調査等）
- ・ 土地の所有権、水道・電気等の引き込み状況
- ・ 既存構造物の撤去にかかる調査

#### イ) FMR

- ・ 建設予定地における気象条件にかかる調査
- ・ サイト状況にかかる自然条件調査（地形測量、地質調査等）
- ・ ROW（道路用地）における土地の所有権
- ・ 対象 FMR の優先順位付け（積算、入札結果により、コンポーネントの一部もしくは全てが無償資金協力の対象とならない可能性もあるため、LGU を含む先方関係機関に十分説明を行い、協議議事録で確認する。）

サイト状況の調査については、現地再委託にて実施することを認めることとし、別見積とする。自然条件調査の詳細は別紙 1 のとおりとするが、調査の細目については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。なお、これらの調査については、調査計画を立案し、調査開始前に調査実施にかかる JICA の承認を得ること。

### 2) 概略設計の検討

現地調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計及び以下 4) 事業費）の検討を行う。第 1 次現地調査帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計と積算の方針を決める会議（その 2）において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

#### a) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

#### b) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### ・ 施設計画（職業訓練校）

現地の標準的な設計基準を基に、既存職業訓練校の活用状況、研修プログラム、建設用地等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。現地仕様・設計で改善した箇所については、事業費検討に関する積算内訳書の中で「現地仕様とその改善案」等に取りまとめる。

##### ・ 設備・機材計画（職業訓練校）

フィリピン政府の基準、既存職業訓練校の状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

- ・ 施設計画（FMR）
  - 現地標準的な設計基準を基に、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。現地仕様・設計で改善した箇所については、事業費検討に関する積算内訳書の中で「現地仕様とその改善案」等に取りまとめる。
- c) 概略設計図
- d) 施工・調達計画
  - 施工監理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。なお、これらの計画の具体的な内容は現地調達事情を踏まえたものとする。
  - ・ 施工監理方針
  - ・ 施工上の留意事項
  - ・ 施工区分（フィリピン側負担工事との区分）
  - ・ 施工監理計画
  - ・ 品質管理計画
  - ・ 資機材等調達計画
  - ・ 実施工程
- e) 機材調達計画
  - ・ 計画方針（内容、数量）
  - ・ 調達、輸送
  - ・ 調達上の留意事項
  - ・ 調達・据付区分（先方負担との区分）
  - ・ 調達監理計画
  - ・ 実施工程
- f) 安全管理計画

本検討に際しては、現地再委託にて実施することを認めることとし、別見積とする。作業の工程は、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

### 3) 詳細設計（案）及び入札情報シート（案）の作成

上記2)の概略設計に基づき、必要な測量・自然条件調査などを行い、詳細設計（案）を作成する。あわせて、入札情報シート（案）及び契約に係る特記事項を整理する。

なお、本資料の作成は現地再委託にて実施することを認めることとする。

本資料の取りまとめにかかる現地作業、国内作業の工程については、適切な工程をプロポーザルで提案することとする。

### 4) 事業費の検討

事業費の概算を検討する。検討にあたっては、総括表を作成し、JICA に対し

その内容を説明し、確認をとることとする。尚、帰国報告会及方針にかかる会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行い、ドラフト・ファイナル・レポート及び事業費検討に関する積算内訳書を作成することに留意する。国内解析の結果は、ドラフト・ファイナル・レポートの相手国政府への説明・協議を経て、最終的に要約版を含むファイナルレポートとして取りまとめる。

#### 5) 整備方針（運営・維持管理）の確認

効率的・効果的な維持管理計画及び維持管理費の概算を算出し、留意事項がある場合には提言を行う。

#### 6) 環境社会配慮関連に関する情報収集

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）及びESMFに基づき、調査を通じて得られた情報を基に、ESMFを適宜更新し、BTAが実施する環境社会配慮に必要な対応（住民協議の開催等）を支援する。

#### 7) インフラ整備方針（役割分担）

- ア) 相手国負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設建築許可の取得、各種許認可、アクセス道路の確保、水道・電気設備等の引き込み、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施をフィリピン政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- イ) 本プロジェクトでは、サイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には、手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。用地確保にあたりユーティリティの移設や住民への移転補償、作物補償等が生じる場合、先方実施能力の有無を確認したうえで、費用概算や所要期間を算出し、円滑な対応が出来るようフィリピン国側に対して助言を行う。
- ウ) 無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。
- エ) 免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。なお調査結果については報告書に記載する。
- オ) その上で、先方負担として必要な予算を算出し先方に通知する。特に BTA は、本手続きに不慣れであることから、BTA が手続きを行うと整理され

た場合には、確実に手続き及び予算手当てができるように、先方に十分な説明を行うなどの対応をする。フィリピンの2020年度の予算要求に組み込む観点で、一回目の現地調査時に概算での算定を行い、先方に提示する。

#### 8) 現地調達を前提とした入札準備のための情報収集

ア) 現地調達を前提とした入札準備のための情報を収集し資料に取りまとめる。

#### (6) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）の作成、説明・協議

入札図書作成参考資料を含むこれまで実施された本調査の全ての結果を取り纏めの上、DF/Rを作成し、JICA および関係機関に説明・協議を行う。

特に、相手国政府関係者等に説明し、内容を協議し基本合意を得る。事業費や相手国負担事項、プロジェクト実施における運営体制、維持管理体制の整備、環境社会配慮等、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

協議の結果、DF/Rの内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、報告書に反映させる。

#### (7) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、JICAの確認を得た後に、ファイナルレポートとして取り纏める。本レポートは、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。最終成果品の提出期限は、2020年4月17日を予定している。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）

和文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））、電子データ（PDF）

(2) インセプションレポート

英文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））、電子データ（PDF）

(3) ドラフト・ファイナル・レポート

和文1部、英文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））、電子データ（PDF）

(4) ファイナルレポート

和文3部、英文3部（製本）、CD-R（2枚）、電子データ（PDF）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に

関するガイドライン」に基づくものとする。

- (5) その他提出書類
  - 1) 現地調査結果概要  
部数：和文10部
  - 2) 事業費検討に関する積算内訳書  
部数：和文2部
  - 3) 機材仕様書案  
部数：和文2部
  - 4) デジタル画像集：  
部数：CD-R2枚
  - 5) 現地調査を前提とした入札準備のための資料  
部数：英文10部
  - 6) 再委託調査報告書（完成予想図含む）  
部数：英文2部（JICA2部）
  - 7) 先方との協議録  
部数：英文1部（JICA1部）、和文1部（JICA1部）
  - 8) 収集資料  
部数：1部（JICA1部）
  - 9) その他  
上記の提出物の他に、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

## (2) 報告書作成に係る留意事項

### ① 報告書の仕様

ファイナルレポートのみ製本とし、その他の報告書は原則として簡易製本とする。また、報告書の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

### ② 報告書の形式・説明

- ア) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等、略語等の統一性と整合性を確保すること。加えて、専門性の高い用語を用いる場合には、適宜補注等で説明を行うこと。
- イ) 必要に応じ、図表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ウ) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。加えて、インセプションレポートを除く各報告書の巻頭には10ページ程度に取りまとめた要約を含めること。
- エ) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務の工程

2019年8月上旬より業務を開始し、2020年2月下旬までにドラフト・ファイナル・レポートを提出し、2020年4月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目安

合計 : 約 10.15M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な要員構成がある場合、理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合には理由及び人件費を含めた事業費全体の経費の節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／インフラ整備方針（建築設計）又は業務主任者／インフラ整備方針（道路）（2号）
- 2) インフラ整備方針（道路）又はインフラ整備方針（建築設計）（3号）
- 3) インフラ整備方針（機材）
- 4) 環境及び社会状況
- 5) 調達・施工計画／事業調達手法
- 6) インフラ整備方針／業務調整

※評価対象者の中に「インフラ整備方針（建築設計）」と「インフラ整備方針（道路）」を各1名以上含めること。

### 3. 配布／閲覧資料

#### (1) 配布資料

以下資料の配布が可能。（JICA 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ代表アドレス ([eigge@jica.go.jp](mailto:eigge@jica.go.jp)) 宛に、案件名を明示してメールをお送り下さい。）

- ・ バンサモロ地域インフラニーズ情報収集・確認調査報告書（抜粋）

### 5. 機材の調達

コンサルタントは、プロジェクト実施に必要な機材があればプロポーザルにて提案し、必要経費を本見積りに計上すること。

機材の調達に当たっては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に従うこと。また、本契約に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す（輸出する）場合は、「JICA 輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）（2017年6月）」に依ること。

## **6. 現地再委託**

本業務対象地域（バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域（BARMM））への業務・一般渡航は禁止されていることから、当該業務従事者は右地域に立ち入ることなく、本邦及びマニラ首都圏等から遠隔で業務を行うこととなる。そのため、調査に際しては、現地再委託の活用を認めることとし、遠隔管理による実施体制も含めて、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、サイト状況の調査、概略設計及び事業費の検討に必要な調査、詳細設計（案）及び入札情報シート（案）の作成に必要な調査以外の再委託費用は本見積にて計上すること。

## **7. その他の留意事項**

### **(1) 複数年度契約**

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### **(2) 不正腐敗の防止**

本業務の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### **(3) 適用する約款**

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上

## フィリピン国バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備に係る情報収集・確認調査にかかる自然条件調査仕様書

### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行ううえで必要な精度を確保するため、プロジェクトサイト(職業訓練校、FMR)における地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により整備・改修される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月制定)と齟齬がないように留意する。

### 2. 自然条件調査項目(例)

#### (1) 地形測量

調査目的 : 施設計画、設計及び施工に必要な地形の情報を把握する。

調査位置 : 本事業対象道路周辺

調査内容 : 平面測量、基準点測量、中心線測量、横断測量、縦断測量など

実施方法 : 現地再委託

成果品 : 横断図、縦断図、平面図など

#### (2) 地質調査

調査目的 : 施設計画、設計及び施工に必要な地質の情報を把握する。

調査位置 : 本事業対象橋梁周辺

調査内容 : ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、骨材材料試験など

実施方法 : 現地再委託

成果品 : 地質図、ボーリング柱状図など

#### (3) 埋設物調査

調査目的 : 道路建設に必要な既存ユーティリティの埋設状況等を把握する。

調査項目 : 既存資料に基づく試掘など

実施方法 : 現地再委託

成果品 : 調査報告書

FMR については、本事業の協力対象道路の仕様に応じ、排水工を適切に計画し、道路の機能を維持し、保全するような設計が可能となるようそれぞれの調査項目を設定すること。

以上